

令和3年4月26日

保護者 様

神埼市教育委員会
教育長 末次 利明
神埼市立千代田東部学校
校長 五反田 康子

ご家庭から学校への連絡（新型コロナウイルス感染症）について（依頼）

惜春の候、保護者の皆様におかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より神埼市および本校の学校教育についてご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和3年度が始まり、学校では引き続き感染予防対策を取りながら教育活動を進めているところです。しかしながら、県内でも新型コロナウイルス感染症は拡大傾向にあり、1日に30名を超える感染者が報告されている状況にあります。今後、お子様やご家族の方がPCR検査等を受けられる場合も考えられます。つきましては、お子様やご家族の方がPCR検査等を受けられるようになった際には、下記のようにご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関する学校への連絡について

お子様やご家族の方が次に該当される場合は、速やかに学校にご連絡ください。

きょうだいが小学校と中学校に在籍されている場合は、どちらの学校にもご連絡をお願いいたします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 新型コロナウイルス感染症に感染した場合② 濃厚接触者に特定された場合③ 保健福祉事務所や医療機関の判断により、新型コロナウイルス感染症の検査（PCR検査、抗原検査など）を受けることになった場合 |
|--|

※上記②・③の場合には新型コロナウイルス感染症の検査結果が判明次第、速やかに在籍されている学校までご連絡ください。

※検査結果判明が、土日や祝日などの場合は神埼市教育委員会学校教育課(37-3592)までご連絡ください。

2 学校への出席について

お子様やご家族の方が、上記①～③にあてはまる場合は出席停止となります。

また、出席停止の期間は次のとおりです。

(1) 上記①の場合

- ・ 出席停止の期間は、保健福祉事務所から指示された期間となります。

(2) 上記②の場合

- ・ 出席停止の期間は、保健福祉事務所から指示された期間となります。
- ・ ご家族の方だけが濃厚接触者（お子様は非濃厚接触者）の場合、「陰性」が判明するまで出席停止となります。

(3) 上記③の場合

- ・ 「陰性」が判明するまでの期間は出席停止となります。
- ・ 「陽性」の結果が出た場合は、上記（1）により対応します。